

- 県から内容修正依頼があった場合の対応について説明します。

①申請者のアドレスに【【要対応】申請内容のご修正のお願い】メールが届きます。

【要対応】申請内容のご修正のお願い - 【宮城県】店舗販売業許可申請（新規）_仙南保健所 [受付番号:ZM00000491]

N no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp
宛先 yakumu-k@pref.miyagi.jp

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは宮城県仙南保健所獣疫薬事班の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請手続きのための重要なお知らせです。

申請を完了させるために申請内容のご修正をお願いいたします。
以下の URL にアクセスし、申請内容の修正をおこなってください。

https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NOu-BbzfyCpMQQu0SsXR6T8?receipt_num=ZM00000491

パスワード: CbLvRriJ8P

URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

フォーム名:

【宮城県】店舗販売業許可申請（新規）_仙南保健所

受付番号:

ZM00000491

修正依頼の内容:

資格を証する書類が不鮮明のため、再添付してください。

宮城県仙南保健所獣疫薬事班

TEL : 0224-53-1119

E-mail : snkebj@pref.miyagi.lg.jp

②メール内のURLをクリックし、メールに記載のパスワードを入力します。

申請状況照会フォーム

1 入力 2 照会 3 結果

お客様の申請状況を確認するためには、お控えいただいている 受付番号 とパスワードを入力して照会ボタンを押してください。

受付番号 (必須)
ZM00000491

パスワード (必須)

→ 照会

05-2 操作方法（修正）

③修正依頼内容を確認し、「申請内容を修正する」をクリックします。

申請状況照会フォーム

1 入力 2 照会 3 結果

申請状況

ご入力いただいた受付番号の申請が見つかりました。

受付番号: ZM00000491

現在の申請状況: 補正依頼

資格を証する書類が不鮮明のため、再添付してください。

申請内容に不備があります。以下の「申請内容を修正する」ボタンを押し、申請内容を確認して再申請してください。申請を取り消したい場合は、以下の「申請を取り消す」ボタンを押してください。

→ 申請内容を修正する → 申請を取り消す

④修正依頼箇所を修正し、ページ下部の「金額確認画面へ進む」をクリックします。

相談時及び緊急の連絡先（電話番号） 必須

お客様からの問い合わせ用の連絡先を入力してください。（ハイフンなし） 必須

0224533119

←入力内容を修正する場合は、正しい情報を再入力してください。

店舗管理者について 必須

店舗管理者は登録販売者ですか。 必須

☒ はい ☐ いいえ

←選択内容を修正する場合は、正しい内容を再選択してください。

資格を証する書類（薬剤師免許証、販売従事登録証） 必須

従事する薬剤師及び登録販売者全員の薬剤師免許及び販売従事登録証をアップロード願います（写しの場合は原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの（申請者が記名））。 必須

0

←データについては、修正指示のあったものを含め、全データで再添付が必要となります。

アップロードされたファイル

申請手数料

30,000 円

→ 金額確認画面へ進む

⑤「確定前金額確認」→「入力内容確認」にすすみ、内容を確認します。

⑥入力内容に誤りや不備がないことを確認し、「送信」をクリックします。

⑦改めて申請者アドレスに〔【重要】仮申請完了のご案内〕メールが届きます。

このメールは宮城県仙南保健所獣疫課事務班の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請を受け付けました。
審査後にお支払い金額を確定し、メールにてご案内いたします。

なお、現時点では仮申請の段階ですので、下記の【必要書類】を速やかに下記宛て先へご郵送願います。
県が必要書類受領後、支払い案内メールを送付しますので、支払いをもって本申請が完了となります。
（以下に該当しない方は、郵送提出は不要です。担当者確認後、支払い案内メールを送付します。）

<郵送いただく書類【必要書類】>

- ・ 登記事項証明書（原本）（申請者が法人の場合）
※発行日から6か月以内のもの
- ・ 医師の診断書（原本）（「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合）